

平成 26 年 1 月 31 日
国税庁・国税局・税務署

福島県下 12 市町村に係る国税の申告・納付等の
期限延長措置の終了について

- 1 東日本大震災の発生に伴い、国税通則法第 11 条及び同法施行令第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 3 月 15 日付国税庁告示により、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の 5 県について同月 11 日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。

その後、各地域の復興等の状況を踏まえ、順次、期限延長措置を終了してきましたが、福島県の田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の 12 市町村については、国税の申告・納付等の期限が引き続き延長されています。

- 2 今般、当該 12 市町村における自主的な申告・納付の状況、期限延長措置の終了に係る地元自治体の意見等を踏まえ、当該 12 市町村に係る期限延長措置を平成 26 年 3 月 31 日をもって終了することとしました。

- 3 ただし、この期限延長措置の終了により、当該 12 市町村の納税者の方々が複数年分の申告・納付等をしなければならないこと等を考慮して、1 年間の手続期間を設け、平成 27 年 3 月 31 日までに申告・納付等の手続を行っていただくこととします。

また、同日までに申告・納付等をすることが困難な方については、個々の事情を踏まえ、更なる期限延長を行うこととしています。

- 4 東日本大震災により被災した納税者の中には全国各地に避難されている方もおられることから、税に関する相談等については、全国の最寄りの税務署で対応できる体制を整備しています。納税者の方からの相談等に対しては、引き続き納税者の方の立場に立って親切・丁寧に対応いたします。

申告・納付等の期限延長措置の終了に伴う対応について

申告・納付等の期限延長措置の終了に伴い、申告書の作成に時間を要する被災者からの申告相談に的確に対応する必要があることから、以下のとおり、仙台局管内署への職員派遣をはじめ、確定申告期の納税者対応に万全を期すための体制を構築することとしています。

1 仙台局管内署への職員派遣

(1) 派遣期間

平成 26 年 2 月 13 日（木）～ 3 月 18 日（火）

(2) 派遣先署及び派遣人員

派遣先署	派遣人員	派遣元国税局
福島署	26 人	名古屋国税局・熊本国税局・金沢国税局
郡山署	28 人	大阪国税局・高松国税局・沖縄国税事務所
いわき署	43 人	東京国税局・名古屋国税局・福岡国税局
仙台市内 3 署	48 人	東京国税局・大阪国税局・広島国税局・札幌国税局
合計	145 人	

（注）平成 26 年 2 月 3 日から 3 月 31 日までの間、仙台国税局・税務署から上記 6 署のほか、相馬署などの被災地域等を管轄する 12 署に対して、合計 500 人程度の職員を派遣することとしています。

また、仙台局管内の相馬署においては、署内に電話相談サテライトを設置し、20 名体制で納税者からの電話相談に対応することとしています。

2 閉庁日対応署の拡大

申告・納付等の期限延長措置の終了に伴い、被災者が申告しやすい環境を極力整備する措置として、被災者の方に手続をしていただく平成 27 年 3 月 31 日までの 2 期（平成 25 年分及び平成 26 年分の確定申告期）については、12 市町村を所轄する相馬署及び郡山署、特に避難者が多いいわき署についても閉庁日対応署とすることとしました（平成 25 年分の確定申告期については、平成 26 年 2 月 23 日（日）及び 3 月 2 日（日）に閉庁日対応を実施）。

平成26年2月23日及び3月2日の日曜日に確定申告の相談等を行う税務署（変更後）

国税局(所)	都道府県	税務署名等
札幌国税局	北海道	札幌北・札幌南・札幌西・札幌東
仙台国税局	青森県	青森
	岩手県	【盛岡】
	宮城県	仙台北・仙台中・石巻 合同会場（仙台北・仙台中・仙台南）
	秋田県	合同会場（秋田南・秋田北）
	山形県	【山形】
	福島県	【福島】・【郡山】・【いわき】・【相馬】
関東信越国税局	茨城県	【日立】・【土浦】・竜ヶ崎 合同会場（水戸・太田）
	栃木県	【宇都宮】
	群馬県	【前橋】・【高崎】
	埼玉県	川越・所沢・春日部・上尾・【越谷】・朝霞 合同会場（熊谷・行田） 合同会場（川口・西川口） 合同会場（浦和・大宮）
	新潟県	【新潟】
	長野県	【長野】
東京国税局	千葉県	千葉東・千葉南・【千葉西】・【市川】・船橋・【木更津】・【松戸】・【成田】・柏
	東京都	江東西・江東東・目黒・中野・杉並・荻窪・豊島・王子・荒川・板橋・葛飾・江戸川北・ 江戸川南・【八王子】・立川・武蔵野・青梅・武蔵府中・【町田】・日野・東村山 合同会場（麹町・神田・日本橋・京橋・芝・麻布・四谷・新宿・小石川・本郷・東京上野・浅草・本所・向島） 合同会場（品川・荏原） 合同会場（大森・雪谷・蒲田） 合同会場（練馬東・練馬西） 合同会場（足立・西新井） 合同会場（世田谷・北沢・玉川・渋谷）
	神奈川県	鶴見・横浜南・神奈川・戸塚・緑・川崎南・川崎北・川崎西・横須賀・【平塚】・鎌倉・藤沢・小田原・ 相模原・厚木・大和 合同会場（横浜中・保土ヶ谷）
	山梨県	甲府
金沢国税局	富山県	【富山】
	石川県	金沢
	福井県	福井
名古屋国税局	岐阜県	合同会場（岐阜北・岐阜南）
	静岡県	合同会場（静岡・清水） 合同会場（浜松西・浜松東）
	愛知県	豊橋・岡崎・【一宮】・【半田】・【津島】・【豊田】・【小牧】 合同会場（名古屋東・名古屋北・尾張瀬戸） 合同会場（名古屋西・名古屋中村・熱田・中川） 合同会場（千種・名古屋中・昭和） 合同会場（刈谷・西尾）
	三重県	【津】
大阪国税局	滋賀県	大津・草津
	京都府	宇治 広域センター（上京・左京・中京・東山・下京・右京・伏見） 堺・岸和田・豊能・【吹田】・【泉大津】・枚方・茨木・八尾・泉佐野・【富田林】・【門真】・東大阪
	大阪府	広域センター（大阪福島・西・西淀川・旭・城東・東淀川・北・大淀・東） 広域センター（港・天王寺・浪速・東成・生野・阿倍野・住吉・東住吉・西成・南）
	兵庫県	【姫路】・尼崎・【明石】・西宮・芦屋・【伊丹】・【加古川】 広域センター（灘・兵庫・長田・須磨・神戸）
	奈良県	奈良・葛城
	和歌山県	和歌山
広島国税局	鳥取県	【鳥取】
	島根県	【松江】
	岡山県	合同会場（岡山東・岡山西・西大寺・瀬戸）
	広島県	合同会場（広島東・広島南・広島西・広島北）
	山口県	【山口】
高松国税局	徳島県	【徳島】
	香川県	高松
	愛媛県	松山
	高知県	高知
福岡国税局	福岡県	香椎・【西福岡】 合同会場（門司・若松・小倉・八幡） 合同会場（博多・福岡）
	佐賀県	佐賀
	長崎県	【長崎】
熊本国税局	熊本県	熊本西・熊本東
	大分県	【大分】
	宮崎県	【宮崎】
	鹿児島県	【鹿児島】
沖縄国税事務所	沖縄県	合同会場（那覇・北那覇）

- (注) 1 合同会場では、()内の税務署管内の納税者の申告書の收受等を行います。
2 広域センターでは、()内の税務署管内以外の納税者の申告書も仮收受等を行います。
3 【 】書きの税務署は、相談会場が税務署庁舎と異なります。
4 上記1～3の相談会場の設置場所については、国税庁ホームページの各国税局・沖縄国税事務所ページで確認されるか、最寄りの税務署におたずねください。

国税庁からのお知らせ

【東日本大震災により被害を受けられた方へ】

～被災時の納税地が福島県の下記の地域内にあった方の税務手続のお知らせ～

(地域)

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、
川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

東日本大震災が発生した平成23年3月11日以後に到来する申告・納付等の期限を延長していましたが、平成26年1月31日付国税庁告示により、上記地域に係る延長措置は終了することとなりました。

○ すべての国税の申告・納付等については、

平成27年3月31日（火）までに手続をお願いします。

※ 平成23年3月11日以後に期限が到来するすべての税目に係る申告・納付等の手続が対象となります。例えば、申告所得税の場合、平成22年分以降の申告等が対象となります。

○ **まずは上記地域を所轄する税務署又は最寄りの税務署まで電話等によりご連絡ください。**

※ お電話は、自動音声案内に従って「0」番（電話相談センター）を選択してください。

【上記地域を所轄する税務署】

福島税務署 024-534-3121：川俣町

郡山税務署 024-932-2041：田村市

相馬税務署 0244-36-3111：南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、
双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

【申告相談の予約】

平成26年2月以降、各税務署では申告相談を受け付けていますが、税務署は混雑することが想定されますので、東日本大震災に係る申告相談については、電話による事前のご予約をお願いします。

※ 電話によるご予約は、平日の午前9時から午後5時まで受け付けております。

【申告・納付等の手続が困難な方へ】

平成27年3月31日（火）においても申告等が困難な方については、更なる延長措置を受けることができますので、その場合には、所轄税務署又は最寄りの税務署までご連絡ください。

また、申告は可能であっても、一時に納付することが困難な方については、申請により、最長で3年間、納税の猶予を受けることができます。

※ 申告等の際に必要な書類、申告書の作成方法及びその他手続などについて、ご不明な点等ございましたら、所轄税務署又は最寄りの税務署にお問い合わせください。上記の税務署以外の各税務署については、国税庁HP（<http://www.nta.go.jp>）をご確認ください。



国税庁・国税局・税務署